

竹原市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産を民間事業者等の広告の掲載又は掲出の媒体（以下「広告媒体」という。）として活用することに関し必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体の範囲及び決定)

第2条 広告媒体として活用することができる市の資産は、次に掲げるものとする。

市が発行する広報紙、パンフレット、ポスターその他の印刷物

市のホームページ

市の公有財産

その他市長が別に定めるもの

2 広告媒体として活用する市の資産は、当該資産を所管する部長（教育委員会の所管する資産にあつては、教育次長。以下「所管部長等」という。）が定める。

(広告掲載の内容等)

第3条 市の広告媒体への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）は、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い内容によるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

公の秩序に反するもの又はそのおそれがあるもの

基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

政治性があるもの又は選挙に関係するもの

宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はおそれのあるもの

社会問題についての主義主張

個人又は法人の名刺広告

美観風致を損なうおそれがあるもの

内容又は責任の所在が不明確なもの

虚偽又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれのあるもの等その他
消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認
めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に係る業種又は事業者、広告掲載の内容その他
広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載の位置は、広告媒体ごとに所管部長等が定める。

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集及び選定の方法並びに広告掲載に係る予定価格は、広告媒体ごとに、
その性質に応じて所管部長等が定める。

(広告掲載の取消し)

第6条 所管部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であって
も、広告掲載を取り消すことができるものとする。

広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行
った場合

広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合

市の業務上やむを得ない事由が発生した場合

(審査委員会)

第7条 広告掲載の可否等を審査するため、竹原市広告審査委員会(以下「審査委員会」
という。)を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にある者を
もって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する

者が、その職務を代行する。

(審査委員会の会議)

第8条 審査委員会の会議は、新たに広告掲載を始めようとする場合又は広告掲載の可否、広告の内容その他広告掲載に関し疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、関係職員を審査委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(物品による受入れ)

第10条 市長は、広告掲載に代えて、封筒その他市の事務に使用する物品で広告の掲載されたものを広告主から受領することができる。

2 第2条から前条までの規定は、前項の物品の受領について準用する。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

別表(第7条関係)

委員長	総務部長
副委員長	財政課長

委員	總務課長
	市民健康課長
	建設課長
	教育振興課長